

# 福岡県立北九州高等学校同窓会(北雄会)会則

## 第1章 総則

### 第1条 (名称・事務所)

本会は、福岡県立北九州高等学校同窓会と称し、事務所を母校に置く。

### 第2条 (目的)

会員相互の連絡・親睦と本校の発展に寄与する事を目的とする。

### 第3条 (事業)

本会は前条の目的を達成する為に、次の事業を行う。

1. 会員名簿の発行
2. 会員相互の親睦
3. 母校の教育援助
4. 追悼、謝恩、慶弔
5. その他、本会の目的達成の為に必要な事業

## 第2章 会員及び会費

### 第4条 (会員)

1. 正会員 北九州高等学校卒業生及び本校に在籍した者で、役員会で承認された者
2. 特別会員 本校職員及び旧職員

### 第5条 (会費)

会員は入会金と修身会費を卒業時迄に積み立て納入する。

## 第3章 役員

### 第6条 (役員)

本会に次の役員を置く。

- 会長：1名 副会長：4名 会計：2名 理事長：1名  
監査：2名 理事：若干名 校内幹事：若干名 名誉会長：1名  
顧問：若干名

### 第7条 (選出及び任期)

本会の役員及び任期は、次のとおりとする。

1. 会長、副会長は総会で選出する。
2. 会計、理事長、監査、理事は会長がこれを委嘱し総会で承認を受けるものとする。
3. 名誉会長は母校校長とする。
4. 顧問は会長が、これを推薦し役員で承認を受けるものとする。
5. 校内幹事は会長の委任により、名誉会長が母校現職員に委嘱する。
6. 名誉会長を除いて役員の任期は2年とするが、留任を妨げない。

#### 第8条（任務）

1. 会長は会務の総括主宰をする。
2. 副会長は会長を補佐し、会長不在の時はその任務を代行する。
3. 会計は経理一切を司る。
4. 理事長は役員と共に幹事会を組織し、会務を司る。
5. 監査は年一回以上会計監査を行い、総会で報告する。
6. 顧問は会長の諮問に応じ各会合に於て意見を述べる事が出来る。

### 第4章 幹事

#### 第9条（幹事）

1. 卒業時のクラスより2名を選出し、更に各期ごと男女各1名の代表者を選出するものとする。
2. 卒業後会長が委嘱をし役員会に承認されたもの。

### 第5章 機関

#### 第10条（総会）

毎年8月に開催し、前年度の経過及び決算報告を行い、当該年度の予算事業計画をたて併せて懇親行事を行う、但し必要に応じて臨時総会を開く事が出来る。

#### 第11条（役員会）

総会に次ぐ決定機関で第6条の役員で構成する。

1. 総会で決定された事項の執行
2. 総会に付議する事項の決定
3. その他、この会の目的達成に必要な事項の執行
4. 総会、幹事会の企画立案、年間事業計画等の調整に当たる

#### 第12条（幹事会）

第6条の役員と第9条の幹事の中の当該幹事で構成し、総会の企画立案をし、総会を実施するものとする。

#### 第13条（支部）

本部会員相当数在住の地方に幹事会の承認を経て支部を設ける事が出来る。

### 第6章 会計

1. 本会の経費は入会金、寄付金その他の収入を以って之にあて、会計年度は4月1日より翌年3月31日迄とする。
2. 総会及び懇親会の収支及び活動費については、別会計とする。

### 第7章 付則

第15条 会則の改廃は総会出席者の過半数の賛成を要する。

第16条 本会則は平成2年8月26日より実施する。